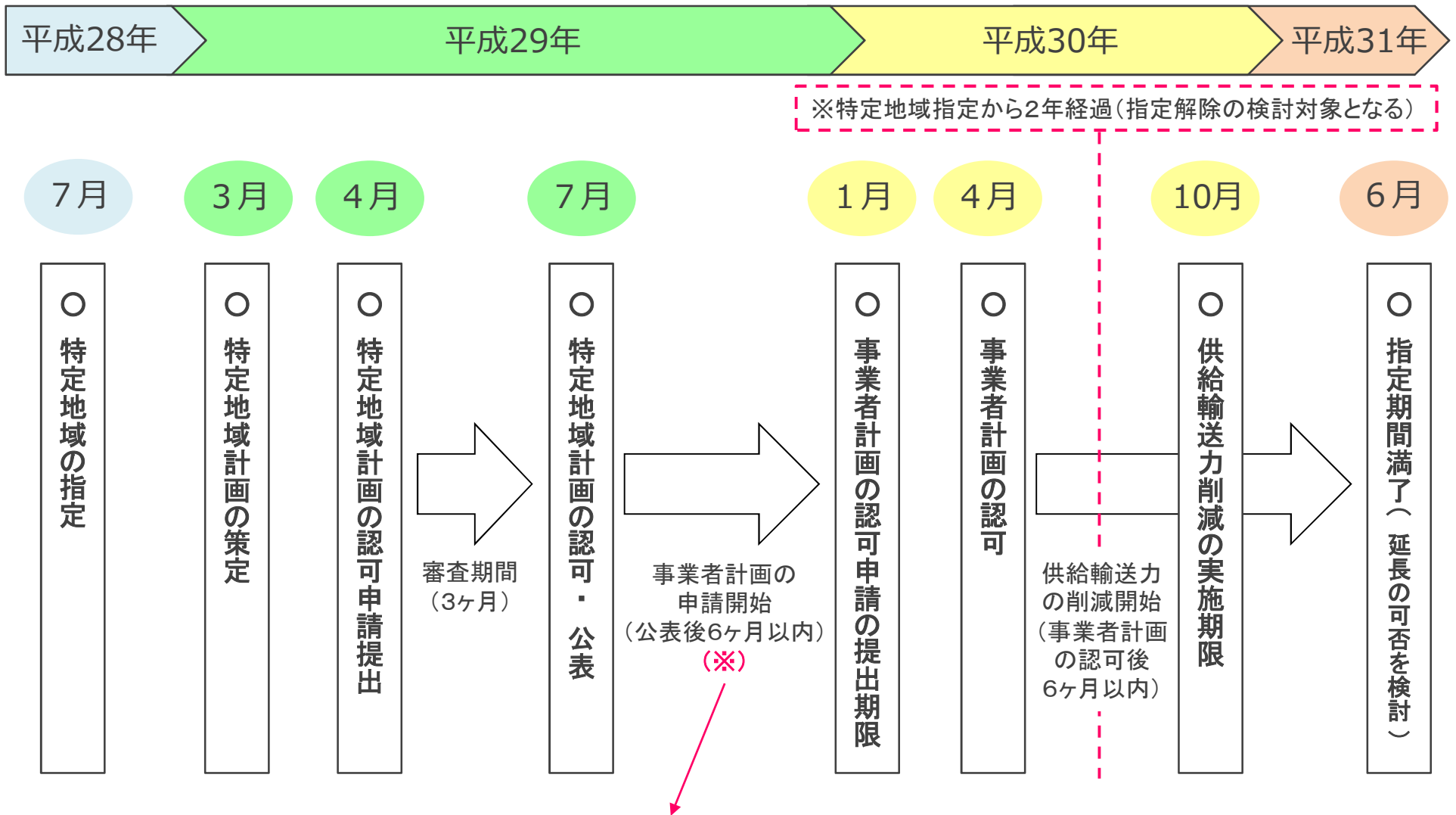


特定地域指定後における供給輸送力削減の流れ

参考資料2



※特定地域指定から2年経過(指定解除の検討対象となる)

(※)事業者計画の認可申請が早期に提出されれば実施時期も早まります！！

(例示) 平成29年8月に事業者計画が提出された場合、平成29年11月に認可、平成30年5月が供給輸送力削減の期限となります。(平成29年内、平成29年度内に実施も可能に！)

公 示

特定地域計画の認可基準について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）第8条の2に基づく特定地域計画を認可する際の認可基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

記

1 認可

- (1) 特定地域計画の認可申請書（法第8条の2第4項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第3条の4の規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る特定地域計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で認可を行うものとする。
- (2) (1)の認可をする場合、法第8条の2第4項及び施行規則第3条の4に規定するもののほか、その他必要な書類の提出を求めるものとする。
- (3) 認可を受けた特定地域計画（以下「認可特定地域計画」という。）の変更の認可に当たっては、認可特定地域計画の変更の認可申請書（施行規則第3条の3第2項及び第3項の規定により提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る認可特定地域計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で変更の認可を行うものとする。
当該変更の認可をする場合については、(2)の規定を準用する。
- (4) (1)及び(3)の審査に要する標準的な期間は、3ヶ月とする。

2 認可方針

法第8条の2の規定を踏まえ、特定地域計画の認可方針を以下のとおりとする。

(1) 特定地域計画の認可の申請者

法第8条第1項の規定に基づく協議会（以下同じ。）であること。

(2) 特定地域計画に定める事項

① 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の公共交通機関としての役割や責務、当該特定地域におけるタクシー事業の現況及び取組みの方向性等、タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針が定められているものであること。

② 特定地域計画の目標

供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該特定地域において生じている問題及びそれらの問題を解消等するための目標が定められているものであること。

③ 当該特定地域において削減すべきタクシー事業の供給輸送力

②の特定地域計画の目標に即し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下同じ。）の総台数及び別途公示する当該特定地域において適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）、その他必要な書類等を勘案し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数が適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、当該特定地域において削減すべき供給輸送力（事業用自動車の減車又は営業方法の制限によるもの。以下同じ。）が定められているものであること。

④ 当該特定地域計画において行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減の方法

当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が確実に遂行するため適切に定められているものであること。具体的には、当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法が実施可能なものであって、かつその実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであることが確認できるものであること（⑥について同じ。）。

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、協議会の構成員による確認や事業者同士が相互に確認ができる体制の構築等について、具体的な方法が記載されていること。

また、実施時期については、逐次、事業用自動車の削減の状況の検証が行えるよう、短期（1年以内）、中期（指定期間内）等、極力詳細に設定するものとする（⑥について同じ。）。

- ⑤ 当該特定地域に営業所を有する各事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業者」という。）が行うべきタクシー事業の供給輸送力

③の当該特定地域において削減すべき供給輸送力のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々削減すべき供給輸送力、又は特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数規模ごとに削減すべき供給輸送力が定められているものであること。

- ⑥ 当該特定地域内に営業所を有する各タクシー事業者が行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減方法

④の当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が定められているものであること。

- ⑦ その他当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項

①のタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即した事項が定められていること。

当該要件との適合性を判断するに当たり、タクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即しているかについては、特定地域計画の内容から総合的に判断するものとする。

(3) 特定地域計画に定めることができる活性化措置

当該特定地域におけるタクシー事業の活性化を推進するために行うもの、又はタクシー事業の譲渡又は譲受け及びタクシー事業者たる法人の合併又は分割等経営の合理化に資するものであること。

当該要件との適合性を判断するに当たっては、特定地域計画に定める活性化措置の内容が、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、タクシー事業の活性化に資する事業であることが説明されることをもって判断するものとする。

(4) 基本方針との整合性

特定地域計画に定める事項が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年国土交通省告示第1036号。以下「基本方針」という。）」に照らし適切なものであること。

特に、基本方針において、供給輸送力の削減の実施に当たり、地域公共交通としての機能を十分に発揮できる地域の需要に応じた適切な供給量とするために必要かつ最小限度の供給輸送力の削減を実施することが重要である旨が記述されていることから、特定地域計画に定める供給輸送力の削減の実施が、適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数であって、

当該地域の需要に応じた適切な供給量となっていること等を確認することとする。

また、活性化措置を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要である旨が記述されていることから、輸送需要に対応した合理的な運営、法令の遵守の確保、運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓、又はタクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割が設定されている場合には、活性化事業の効果を高めるのに有効であるかの観点から、地域のニーズ等に応じ、特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業が適切に設定されていること等を確認することとする。

なお、供給輸送力の削減の実施に当たっては、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第8条第3号）附則第8条の規定に基づき、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第13条第1項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われたタクシー事業の供給輸送力の減少の実績が勘案され、当該特定地域におけるタクシー事業者間の適正かつ公平な供給輸送力の削減が設定されていることを確認することとする。

(5) 地域交通に関する計画との整合性

特定地域計画に定める事項が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。

当該要件との整合性を判断するに当たっては、法第8条の2第4項の規定に基づき添付する書面により、特定地域計画に定める内容が、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るものであって、地域公共交通の活性化及び再生に資する事業であることか判断することとする。

なお、法第8条の2第4項の規定に基づき添付する書面は、協議会会長の自署による宣誓書とする。

(6) 法第8条の2第5項第3号に定める要件との適合性

施行規則第3条の4第2号に規定する添付書類により、協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計を確認し、同条第3号に規定する添付書類により、当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数を確認の上、前述の事業用自動車の台数の合計が、後述の事業用自動車の総

台数の3分の2以上であることを確認することとする。

(7) 独占禁止法との関係性

特定地域計画に定める供給輸送力及びその削減の方法が、供給過剰の状況を是正するために必要かつ最小限度の範囲内のものであって、特定のタクシー事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ当該特定地域内のタクシー事業者間で、適正な競争が確保され、タクシーの利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 認可特定地域計画の変更命令等

認可特定地域計画が認可後の社会経済情勢の変化等により、2に掲げる認可方針のうち(4)、(5)又は(7)に適合しないものとなった場合は、特定地域計画の認可を受けた協議会(以下「認可協議会」という。)に対し、当該認可特定地域計画の変更を行うよう命ずることとし、認可協議会が命令に従わないときは、その認可を取り消すこととする。

附 則

本公示は、平成26年1月27日以降処分するものから適用する。

公 示

事業者計画の認可基準について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第8条の7に基づく事業者計画の認可基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

記

1 認可

- (1) 事業者計画の認可申請書（法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第3条の9第2項から第5項までの規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る事業者計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で認可を行うものとする。
- (2) (1)の認可をする場合、施行規則第3条の9第2項から第4項までに規定するもののほか、必要に応じ、登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めるものとする。
- (3) 認可を受けた事業者計画（以下「認可事業者計画」という。）の変更の認可に当たっては、認可事業者計画の変更の認可申請書（施行規則第3条の10第2項に規定する添付書類及び施行規則第3条の10第3項の規定により準用する施行規則第3条の9第2項から第5項までの規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る認可事業者計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で変更の認可を行うものとする。

当該変更の認可をする場合については、(2)の規定を準用する。この場合において、(2)中「施行規則第3条の9第2項から第4項まで」とあるのは、「施行規則第3条の10第3項において準用する施行規則第3条の9第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。
- (4) (1)及び(3)の審査に要する標準的な期間は、3ヶ月とする。

2 認可方針

法第8条の7の規定を踏まえ、事業者計画の認可基準を以下のとおりとする。

(1) 事業者計画の認可の申請者

- ① 法第8条第1項の規定に基づく協議会（以下「協議会」という。）が認可特定地域計画（法第8条の2に規定する認可特定地域計画をいう。以下同じ。）を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「合意事業者」という。）であること。
- ② 活性化措置の実施主体として認可特定地域計画に定められた合意事業者であること。

(2) 事業者計画の認可の取得期限

合意事業者は、関東運輸局長が認可特定地域計画の内容等の公表後、6月以内に事業者計画を作成し、認可を受けること。

(3) 事業者計画に定める事項

- ① 各合意事業者が行う減車又は営業方法の制限により削減する一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力
- ② 各合意事業者が行うタクシー事業の供給輸送力の削減の方法
- ③ 各合意事業者が行う減車又は営業方法の制限により削減するタクシー事業の供給輸送力の削減の実施時期、事業用自動車の運転者（以下「タクシー運転者」という。）の労働条件、事業者計画の作成時及び実施後における事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車をいう。以下「タクシー車両」という。）の数又は営業方法、その他各合意事業者が行うタクシー事業の供給輸送力の削減に関し必要な事項

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあつては、作成時における営業方法及び実施後における営業方法のほか、その表示に関する事項

- ④ 認可特定地域計画において活性化措置の実施主体とされた合意事業者にあつては、当該活性化措置の内容、実施時期、実施に必要な資金の額及びその調達方法、活性化措置の効果その他施行規則第3条の7及び第3条の8に規定する事項

(4) 認可特定地域計画との整合性

事業者計画に定める事項が、認可特定地域計画に照らし適切なものであること。

特に、認可特定地域計画に定める削減すべき供給輸送力及びその削減の方法が、供給過剰の状況を是正するために必要かつ最小限度の範囲内のものであつて、特定の一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業者」という。）に対し不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ旅客の利益を不当に害することのないようにしなければならない旨が記述されていることから、供給輸送力の削減が必要以上に過大でないこと、保有車両数の規模により供給輸送力の削減を決めるなどして特定のタクシー事業者に偏っていないこと、多数の事業者が需要の多い曜日に偏った営業方法の制限を行わないことなどが具体的な内容に照らし、適切なものであることが確認できるものであること。

(5) 供給輸送力削減の确实遂行性

事業者計画に定める事項が認可特定地域計画に定める減車又は営業方法の制限によるタクシー車両の削減（以下「供給輸送力の削減」という。）を確実に遂行するため適切なものであること。

具体的には、事業者計画に定める供給輸送力の削減について、地域公共交通としての機能を十分に発揮でき、地域の需要に応じた適切な供給量とするため必要かつ最小限度の供給輸送力であって、減車による供給輸送力の削減、特定の曜日等の営業方法を制限することによる供給輸送力の削減について、施行規則第3条の7第3号又は第4号に定める事業者計画の作成時及び実施後におけるタクシー車両の数又は営業方法が具体的に定められ、かつ、その方法及び実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであることが確認できるものであること。

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、協議会の構成員による確認や事業者同士が相互に確認ができる体制の構築及び営業方法の表示に関する事項について、具体的な方法が記載されていること。

また、実施時期については、短期（1年以内）、中期（特定地域の指定期間内）等、逐次、供給輸送力の削減の実施状況の検証が行えるものであることが確認できること。

(6) 道路運送法の基準との適合性

事業者計画に定める事項が道路運送法第15条第1項に規定する事業計画の変更の認可又は同法第36条第1項に規定するタクシー事業の譲渡又は譲受けの認可若しくは同条第2項に規定するタクシー事業者たる法人の合併又は分割の認可を要するものである場合は、その内容が同法第6条各号に掲げる基準に適合するものであること。

当該要件との適合性は「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）に係る認可申請等の審査基準について」に定める基準等、既存の関連する公示等に定める基準に適合することをもって判断するものとする。

(7) 活性化措置の确实遂行性

認可特定地域計画に定められた活性化措置を確実に遂行するため適切なものであって、認可特定地域計画に基づくタクシー事業の活性化、又はタクシー事業の譲渡又は譲受け及びタクシー事業者たる法人の合併又は分割を推進するためのものであること。なお、具体的には以下の①から③までに掲げる事項が確認できるものであること。

① 当該事業者計画に定める活性化措置の内容が輸送需要に対応した合理的な運営、法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もってタクシー事業の活性化に資する事業であることを認可特定地域計画の内容から総合的に判断できるものであって、当該活性化措置に関連して実施される事業が実施可能であることが合理的に判断できるものであること。

また、施行規則第3条の8の規定に基づいて事業者計画に記載する「実施に伴う労務に関する事項」等により、事業者計画に定める譲渡又は譲受け及び合併又は分割の実施が、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当

に変更することとならないこと等を確認することとする。

- ② 事業者計画に定める活性化措置の実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであること。

なお、実施時期については、短期（１年以内）、中期（特定地域の指定期間内）等、逐次、供給輸送力の削減の実施状況の検証が行えるものであることが確認できること。

- ③ 事業者計画に定める活性化措置の実施に必要な資金の見積もり及びその調達方法が適切なものであること。

3 認可事業者計画の変更命令等

- (1) 合意事業者が正当な理由がなく、特定の曜日等の営業方法を制限することによる供給輸送力の削減を定めた事業者計画の認可を受けないときは、当該合意事業者に対し、事業者計画の認可を受けるべきことを命ずるものとする。
- (2) 事業者計画の認可を受けた合意事業者（以下「認可合意事業者」という。）が正当な理由がなく、認可事業者計画（法第8条の7第1項により認可を受けた事業者計画をいう。以下同じ。）に従って減車による供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、営業方法の制限のみによる供給輸送力の削減を定めたものに限り、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更を行うよう命ずるものとする。
- (3) 認可合意事業者が正当な理由がなく、認可事業者計画に従って特定の曜日等の営業方法を制限することによる供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って営業方法の制限による供給輸送力の削減を行うべきことを命ずるものとする。
- (4) 認可事業者計画に活性化事業が定められている場合であって、認可合意事業者が正当な理由がなく、当該認可事業者計画に従って活性化事業を実施していないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って活性化事業を実施すべきことを勧告するものとする。
- (5) 認可事業者計画の内容が、認可後の社会経済情勢の変化等により、上記2に掲げる認可方針に適合しないものとなったと認めるときは、営業方法の制限のみによる供給輸送力の削減を定めたものに限り、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更を命ずるものとする。

附 則

本公示は、平成26年1月27日以降処分するものから適用する。

公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

記

第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

$$\left(\begin{array}{l} \text{供給輸送力削減率} : \text{減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率} \\ \text{減 車 率} : \text{減車による供給輸送力の削減率} \\ \text{営業方法制限率} : \text{営業方法の制限による供給輸送力の削減率} \end{array} \right)$$

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

（ア）全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

（イ）日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{火曜日収入率} \times 0.3$$

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

$$\text{営業方法制限率} = \text{水曜日収入率} \times 0.2 + \text{木曜日収入率} \times 0.4$$

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

〔曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。〕

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2. 以外の方法により実施することもできることとする。

第2 特定地域において、地域指定後、指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
3. 2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。
4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2. による新規登録等を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。

附 則（平成28年4月11日一部改正）

本公示は、平成28年4月11日から適用する。